

伊勢市バリアフリー基本構想 【五十鈴川駅周辺地区】

令和5年2月



目次

第1章	バリアフリー基本構想とは	1
1.	背景と目的	1
2.	位置づけ	2
3.	基本理念と基本方針	3
4.	バリアフリー法における基本構想について	4
5.	目標年次	7
第2章	重点整備地区	8
1.	重点整備地区の選定	8
2.	重点整備地区の課題	9
3.	生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域の設定	31
第3章	特定事業等	33
1.	整備目標時期	33
2.	特定事業	34
3.	その他の事業	44
第4章	バリアフリー化の推進に向けて	45
1.	市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進	45
2.	バリアフリーに関する情報提供の推進	46
3.	心のバリアフリーの推進	50
4.	ITを活用したバリアフリーの推進	57
	【用語の解説】	58
	【参考資料】	59

第1章 バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者・障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年（2006年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

平成30年（2018年）5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。

伊勢市（以下「本市」という。）においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、令和3年（2021年）2月に、これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、市内の特にバリアフリー化が必要である地区において、計画的な整備を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的とした、「伊勢市バリアフリーマスタープラン（伊勢市移動等円滑化促進方針）」を策定しました。

また、バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。

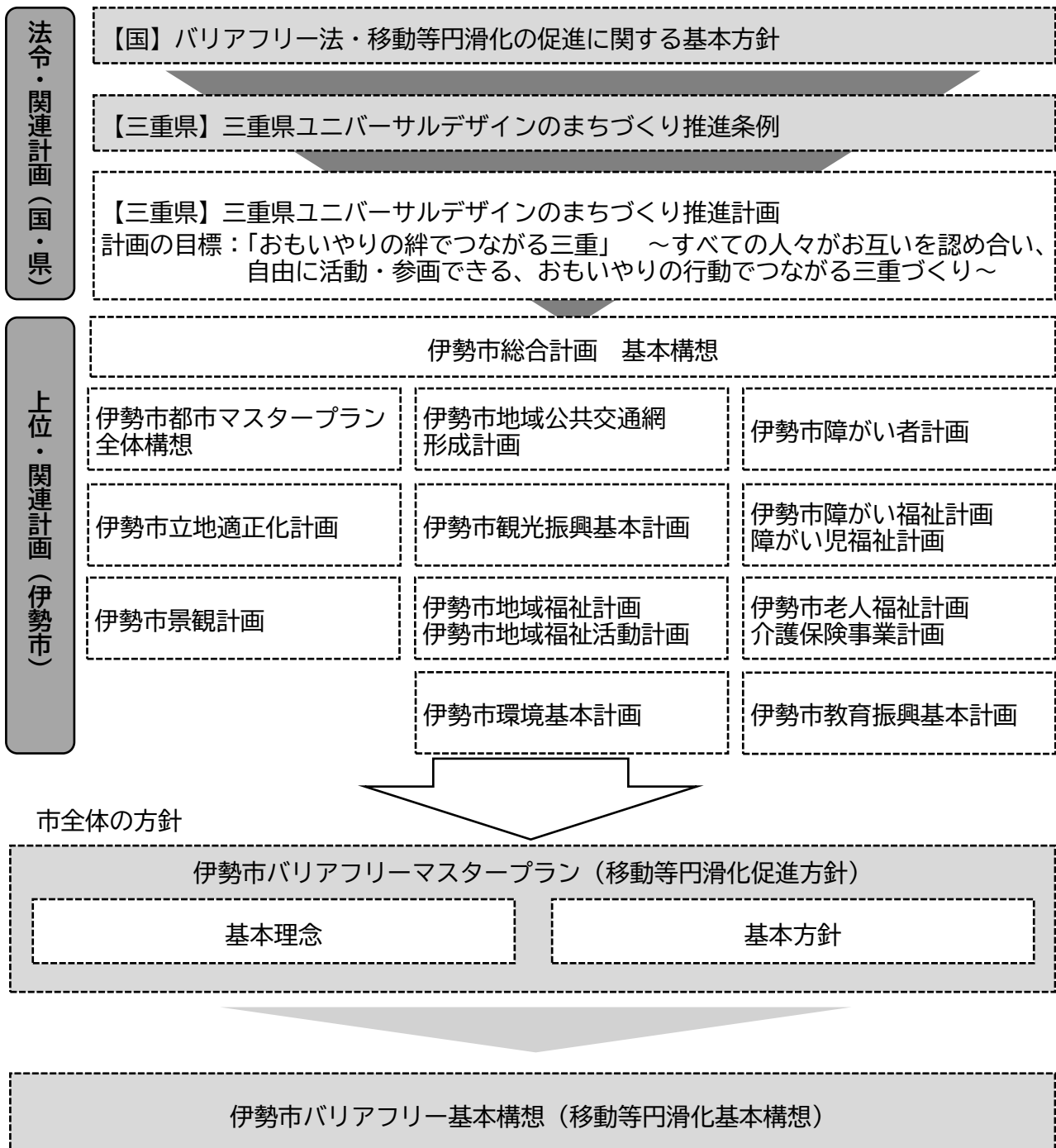
本市は、平成29年（2017年）2月に、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることを目的とした「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

この度、伊勢市バリアフリーマスタープランと重複する内容の削除や、特定事業等における進捗状況の更新のために、「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の名称を「伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】」（以下「本基本構想」という。）に変更いたします。

2. 位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法第 25 条に規定されている「移動等円滑化基本構想」となるものです。本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスタープラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画などの他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、伊勢市バリアフリーマスタープランにより示された、市全体の面的・一体的なバリアフリー化の基本理念や基本方針を基に、具体的な事業計画を作成します。



3. 基本理念と基本方針

「伊勢市バリアフリーマスタープラン」の基本理念と基本方針を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせたバリアフリー化を推進していきます。

基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針1	<p>■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備</p> <p>誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。</p>
基本方針2	<p>■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進</p> <p>バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。</p>
基本方針3	<p>■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成</p> <p>市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。</p>

4. バリアフリー法における基本構想について

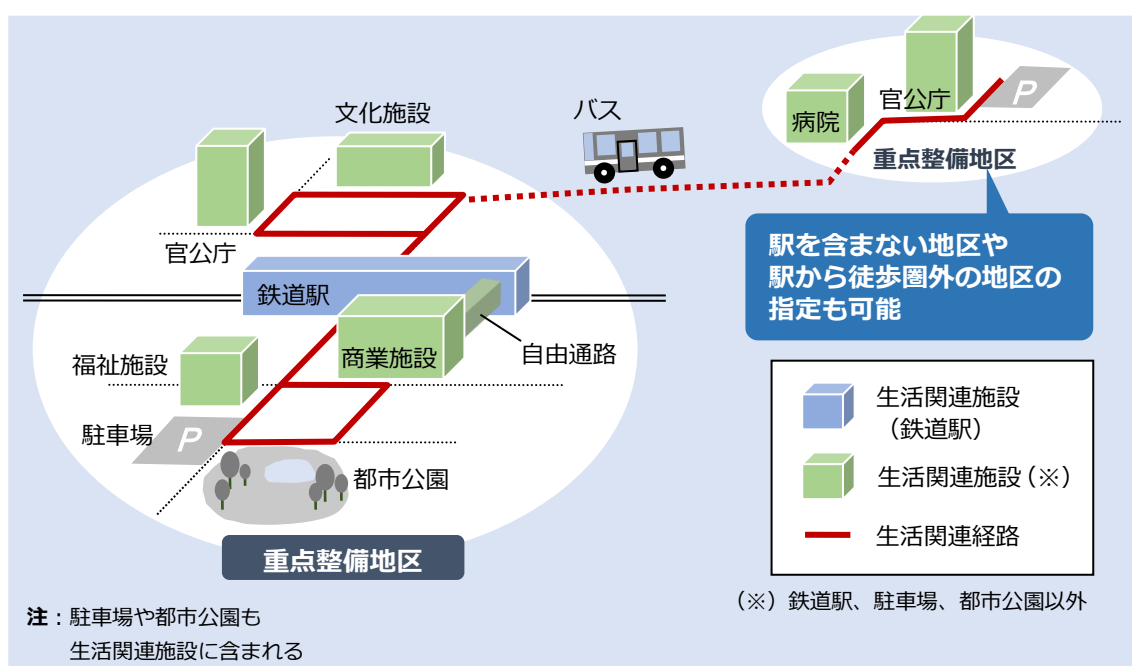
(1) 基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスタープランにて定めた移動等円滑化促進地区の中で設定した重点整備地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法においては、新施設等については移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

【基本構想において定める主な事項】

- 重点整備地区
移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区
- 生活関連施設
鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
- 生活関連経路
生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）
- 特定事業その他移動等円滑化のための事業
生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの



重点整備地区のイメージ

(2) 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

種類	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定旅客施設(※1)におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ● 特定車両(軌道車両、乗合バス)のバリアフリー化(低床化など)
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別特定建築物(※2)におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等) ● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等)
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業(学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障がい当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等) ● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。)(障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等)

(※1) 特定旅客施設とは

旅客施設のうち、利用者が相当数であること、又は相当数であると見込まれるもので、次の要件に該当するものを言います。

- 一日当たりの平均利用者が5,000人以上
- 旅客施設を利用する高齢者または障がい者の人数が、一定数以上いること
(計算式が国土交通省令・内閣府令・総務省令により定められている。)
- 当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

(※2) 特別特定建築物とは

不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、以下のものが政令により定められています。

- 特別支援学校
- 病院又は診療所
- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 集会所又は公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテル又は旅館
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)もしくはボーリング場又は遊技場
- 博物館、美術館又は図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 公衆便所
- 公共用歩廊

5. 目標年次

国が平成23年3月に策定した、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和2年度を目標年次として、駅や道路、公園などの移動等円滑化の実施の目標値を定めました。

さらに、三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催が令和3年に開催が予定されていたことから、これらを踏まえ、本基本構想における目標年次を、令和2年度としました。

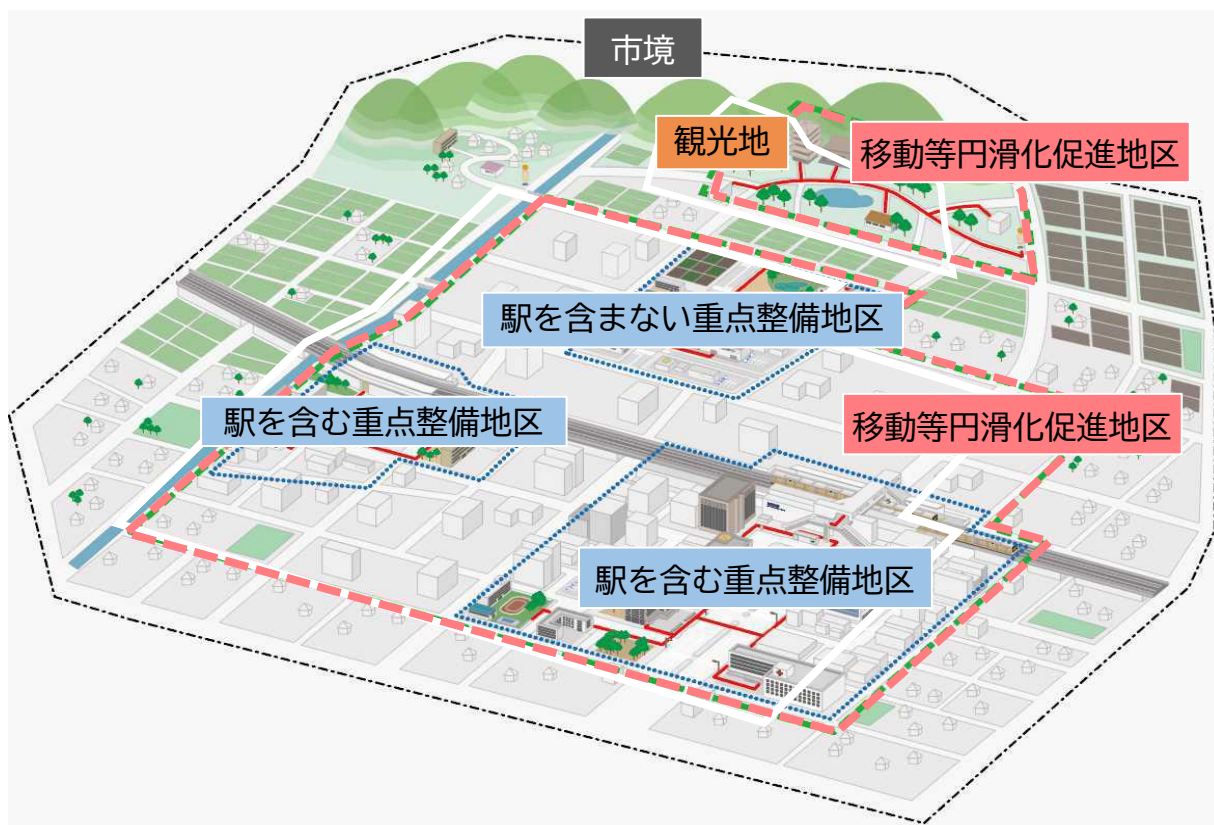
また、目標年次以降の事業等についても、事前に検討や調整を進める必要があるものについては、本基本構想に位置づけることとしました。

第2章 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区とは

重点整備地区とは、バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



移動等円滑化促進地区と重点整備地区のイメージ

(2) 重点整備地区の選定

伊勢市バリアフリーマスタープランでは、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と本基本構想策定時の重点整備地区の考え方を踏まえ、「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅周辺地区」「五十鈴川駅周辺地区」の3地区を移動等円滑化促進地区に決めました。

本基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置付け、効率的・効果的なバリアフリー化を進めていきます。

2. 重点整備地区の課題

(1) まち歩き（現地確認）の概要

五十鈴川駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、まち歩き（現地確認）を実施しました。ルート以外の箇所については、市担当者が後日追加調査を行いました。

■まち歩き（現地確認）の概要

日時	平成 28 年 8 月 2 日 午前 9 時～午後 0 時 15 分	
参加者	参加者合計	18 名
	●伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員	10 名
	●上記委員の随行者	1 名
	●伊勢市 (都市計画課、基盤整備課、維持課、観光振興課、 高齢・障がい福祉課)	7 名



渡し板の実演（五十鈴川駅）
(車いすでの鉄道車両の乗り降りに利用)



改札の幅の確認

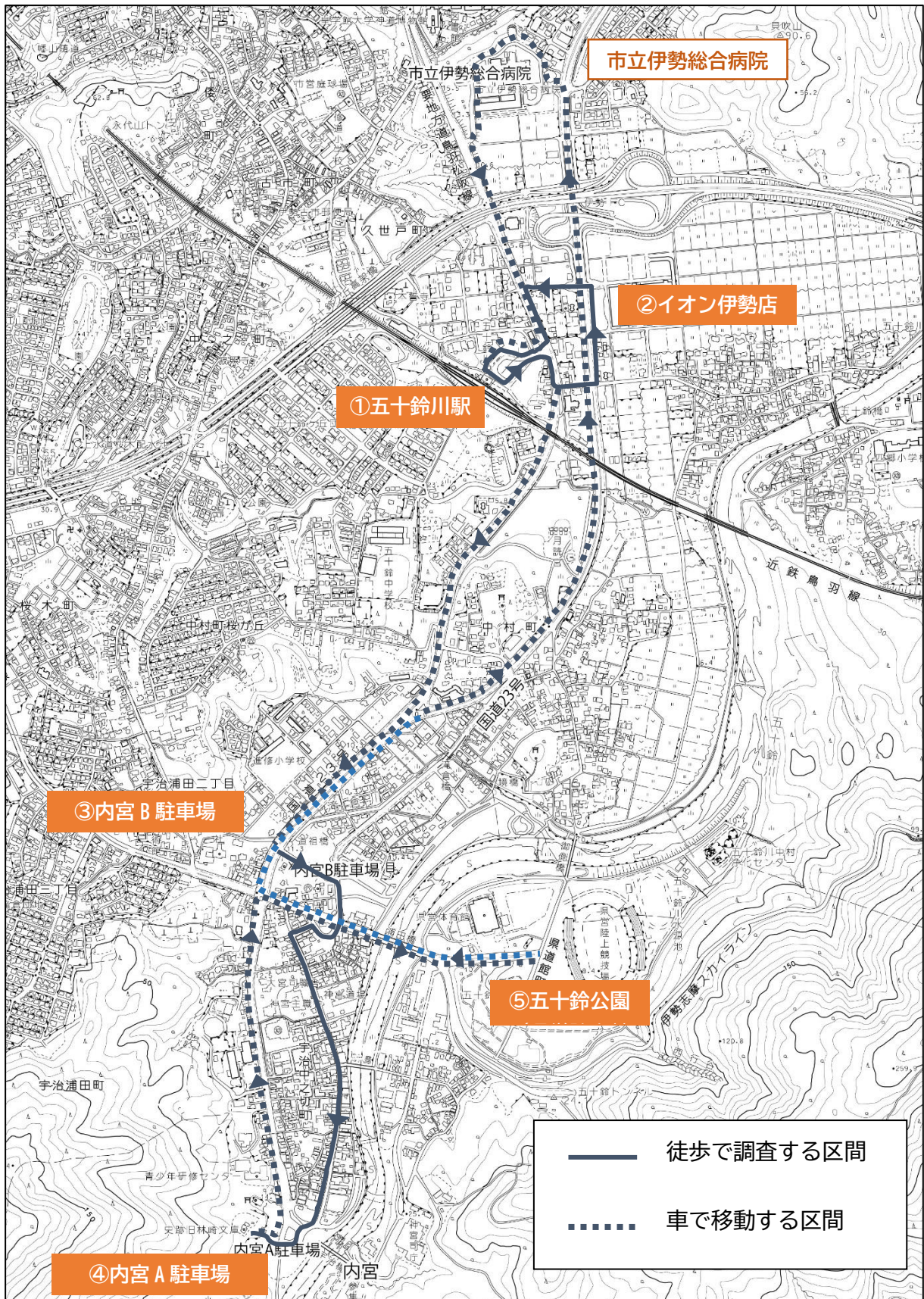


段差の確認



路面状況の確認

■ (現地確認) ルート



(2) 地区の課題

現地確認の結果から抽出した地区の課題について、移動等円滑化基準等を満たしていない事項と、それ以外に気付いた点（委員からの意見・提案など）とに分けて整理します。

「移動等円滑化基準等を満たしていない事項」については、バリアフリー法及びUD条例に基づく整備基準に基づき、整理します。

①近鉄 五十鈴川駅

【課題】

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	エレベーター	整備されていない。	車いす用の昇降機（チェアメイト）があるが、1人ずつしか対応できない。
	階段の手すり	—	2段式の手すりになっていない。
	ホームの幅	—	片側が約150cmであり、車いすの片側の車輪が白線の外側に出てしまう。
	ホームの横断勾配	場所によって勾配が1%～3%となっている。(※)	ホームは中央付近を頂点として両側が下がっている形状のため、車いすはブレーキをかけておかないと、ホームの端に向かって動いてしまい危険である。
待合室	入口	入口に扉のレールがあり段差が生じている。 引き戸となっているが、自動で閉まらない。	—
	内部スペース	—	車いすが回転できる幅（150cmの水平部）がない。 車いす利用者が待機できるスペースがない。
	ベンチ	—	ベンチが待合室両端に向かい合わせに設置されているため、人が座っていると車いすが回転できない。 ベンチに肘掛がない。

(※) 基準にやむを得ない場合のただし書きあり

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
トイレ	多機能トイレ	整備されていない。	乳幼児ベッド、オストメイトの整備が望ましい。
	個室ドアの幅・形状	—	トイレの個室ドアの幅が 55cm と狭く、また内側への開き戸であるため、車いすで利用できない。
	個室内の手すり	—	片側しか設置されていない。L 字型及び可動式手すりが設置されていない。
	男女別案内	トイレ入口付近での音声や点字などによる男女別・構造の案内がない。	—
	洗面器	カウンター埋め込み式になっておらず、手すりもない。	—
	鏡	—	車いす利用者の目線の高さでは、鏡に映らないため利用できない。
視覚障がい者誘導用ブロック	改札口からトイレへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックがない。 ホームに内方線が敷設されていない。	—	
券売機	足元に蹴込みがなく、車いす利用者は使いにくい(※)	—	
案内板	触知案内図等がない。	—	
非常用押しボタン	—	ホームに非常用押しボタンがない。	

(※) 駅員常駐の場合などはこの限りでないとのただし書きあり

【現地の状況（抜粋）】

	
<p>券売機 足元に蹴込みがないため、車いす利用者は使いにくい。</p>	<p>トイレ 入口の幅が狭く内開き戸であるため、車いすでの利用が難しい。手すりが便器から遠い。</p>

②五十鈴川駅前広場

【課題】

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
視覚障がい者誘導用ブロック		—	駅前広場に視覚障がい者誘導用ブロックがなく、視覚障がい者の方が目印にできるものがない。 タクシー乗り場やバス乗り場への誘導のための視覚障がい者誘導用ブロックが必要である。
バス乗り場	柵	—	車いすがかろうじて通れる幅しかない。
	ベンチ	ベンチなどの座れる場所がない。 (※)	—

(※) 基準にやむを得ない場合のただし書きあり

【現地の状況（抜粋）】

	
<p>駅前広場 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>	<p>バス乗り場 柵の幅が狭い。</p>

③イオン伊勢店

【課題】

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
歩道		—	路面が老朽化している。 下水道設備のフタが数 cm 路面から浮き上がっており、高齢者などがつまずくおそれがある。
駐車場	路面	—	老朽化により路面に凹凸が見られる。
	障がい者用 駐車スペース	—	障がい者用駐車スペースの利用の際には、サービスカウンターで発行される許可証を車に提示する必要があるが、無許可で停車する車がいる。
	植栽	—	植栽の枝が歩道などに出ており、歩行者に引っかかるおそれがある。
	看板	—	看板下側の角が鋭利であるため、ぶつかって怪我をするおそれがある。

【現地の状況（抜粋）】

	
<p>歩道・駐車場 路面が老朽化して段差が生じている。</p>	<p>看板 看板下側の角が鋭利なものとなっている。</p>

④五十鈴公園（県営体育館）

【課題】

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	駐車場～ 入口・裏口 多機能トイレ	—	舗装が老朽化しており、凹凸が生じている。
	スポーツジム 入口	入口前及び内部（玄関）に段差があり、入口のドアは開き戸となっている。	—
	体育館西側	舗装が傷んでおり（一部未舗装）、坂になっていて車いすでの利用には支障がある。	—
	屋外公衆トイレ ～駐車場	—	スロープの端をふさぐ形で駐車スペースがあり、駐車時には車両により通行が妨げられる。
体育館内トイレ		—	車いす対応になっていない。 (体育館外に多機能トイレあり)
体育館内階段		スロープがない。 手すりがない。	踏み面が狭い。
多機能 トイレ	男女別の表示	—	設備の配置が左右対称になっており、表には男女の別を示す表示がある。介助者がいる場合の利用や、障がいの状況によって設備を選択することができるよう、男女の区別は不要である。
	設備の内容	—	多機能トイレが2箇所あるので、一方はオストメイト用設備、一方は多目的シートを設置するなど、設備を変えるのが望ましい。
視覚障がい者誘導用 ブロック		—	裏口、多機能トイレ及びスポーツジムへの視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。
障がい者用 駐車スペース		—	舗装が老朽化しており、凹凸が生じている。
案内板		—	経年劣化によりほとんど消えてしまっている。

【現地の状況（抜粋）】



障がい者用駐車スペースから裏口・多機能トイレへの経路

舗装が老朽化している。
視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。



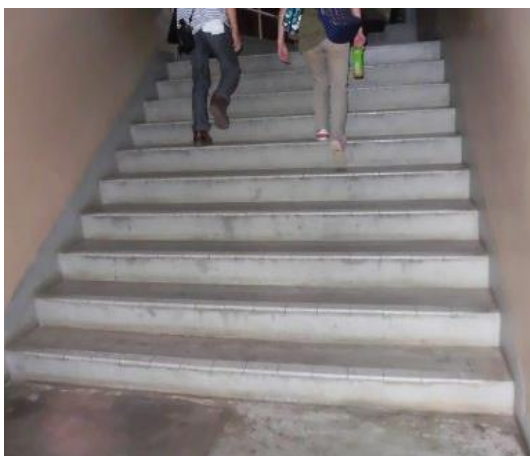
障がい者用駐車スペース

路面が老朽化している。



屋外公衆トイレから駐車場へのスロープ

スロープの端をふさぐ形で駐車スペースがあり、駐車時には車両により通行が妨げられるため、車いすでの通行が難しい。



体育館内の階段

踏み面が狭く、手すりがない。
スロープがない。

⑤五十鈴公園

【課題】

項目		移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	園路 (体育館側)	歩車分離が行われていない。 (歩道が未整備)	—
	園路 (五十鈴公園側)	歩道の幅員が狭い。 (有効幅員 200 c m未満)	一部は坂になっている。
	園路 (池周辺)	経路の約半分が未舗装となっている。	—
障がい者用 駐車スペース		—	駐車マスを無視した駐車が見られる。 (おそらく障がい者以外による)

【現地の状況 (抜粋)】

	
<p>園内道路 歩道が整備されていない。</p>	<p>障がい者用駐車スペース 駐車マスを無視した駐車が見られる。</p>

⑥内宮前公衆トイレ

【課題】

項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
入口付近の傾斜	—	勾配が 3.6° あり、入口付近の水平な箇所の幅が広くないため、車いす利用者は注意が必要である。
洗面器・水洗器具	カウンター埋め込み式となっておらず、手すりもない。 水洗器具がレバー式または光感知式になっていない。	—

⑦路外駐車場

【課題】

項目	箇所	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	内宮 B1 駐車場	障がい者用駐車スペースから歩道のある道路への経路が確保されていない。	—

⑧道路（国道）

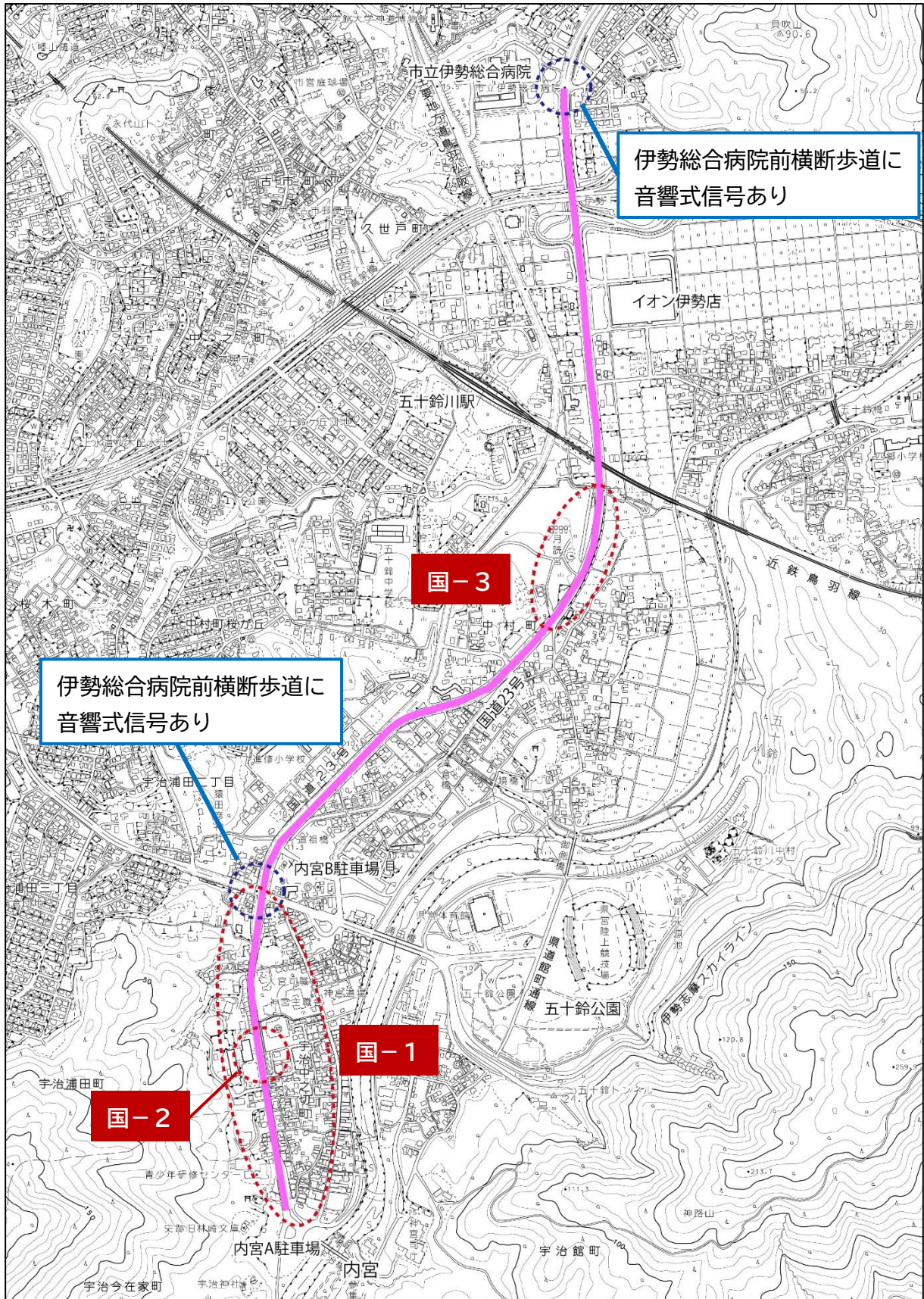
【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
国道23号	全区間 特に 国 - 1	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	国 - 2	横断歩道	横断歩道部において歩道より車道の方が高くなっており、段差が生じている。	—
	国 - 3	歩道	—	道路東側に、歩車分離されていない道路(23号の車道とレベル差あり)があり、近隣の住宅や田畑へのアクセス道路として利用されている。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	宇治浦田町交差点と伊勢総合病院前を除き、設置されていない。

【現地の状況（抜粋）】

	
<p>歩道の路面（国 - 1） 老朽化により、凹凸やブロックに隙間が生じている。 視覚障がい者誘導用ブロックは、敷設されていない。</p>	<p>横断歩道（国 - 2） 歩道より車道の方が高くなっており、段差が生じている。</p>

■国道に関する課題 位置図



⑨道路（県道）

【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢南勢線	全区間	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れ等が生じている。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	設置されていない。
鳥羽松阪線	県 - 1	歩道	整備されていない。	交通量が多く、おかげバスの停留所がある。
	全区間	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れ等が生じている。
	県 - 2	歩道	横断歩道前の歩道の横断勾配が、 8.6°（南側横断歩道） 19.3°（北側横断歩道） の急勾配となっており、車いすでの利用は困難である。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	設置されていない。

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢磯部線	全区間	歩道	幅員が狭い。	—
	県 - 3	歩道	歩道内に段差がある。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	宇治浦田町交差点の一部を除き、敷設されていない。	—
館町通線	県 - 4 (新橋)	歩道	幅員が狭い。 段差がある。	歩道の端にポールがある。
	県 - 5	歩道	整備されていない。	—
	県 - 6	歩道	一部を除き、整備されていない。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—

【現地の状況（抜粋）】



歩道（伊勢南勢線）

老朽化により、凹凸、ブロックに隙間が生じている。



歩道（県 - 1：鳥羽松阪線）

交通量が多く、おかげバスの停留所があるが、歩道が整備されてない。



歩道（県 - 3：伊勢磯部線）

歩道内に段差がある。



歩道（伊勢磯部線）

歩道の幅員が狭い。



歩道（県 - 4：館町通線）

歩道が狭く、段差がある。
歩道の端にポールがある。



歩道（県 - 5：館町通線）

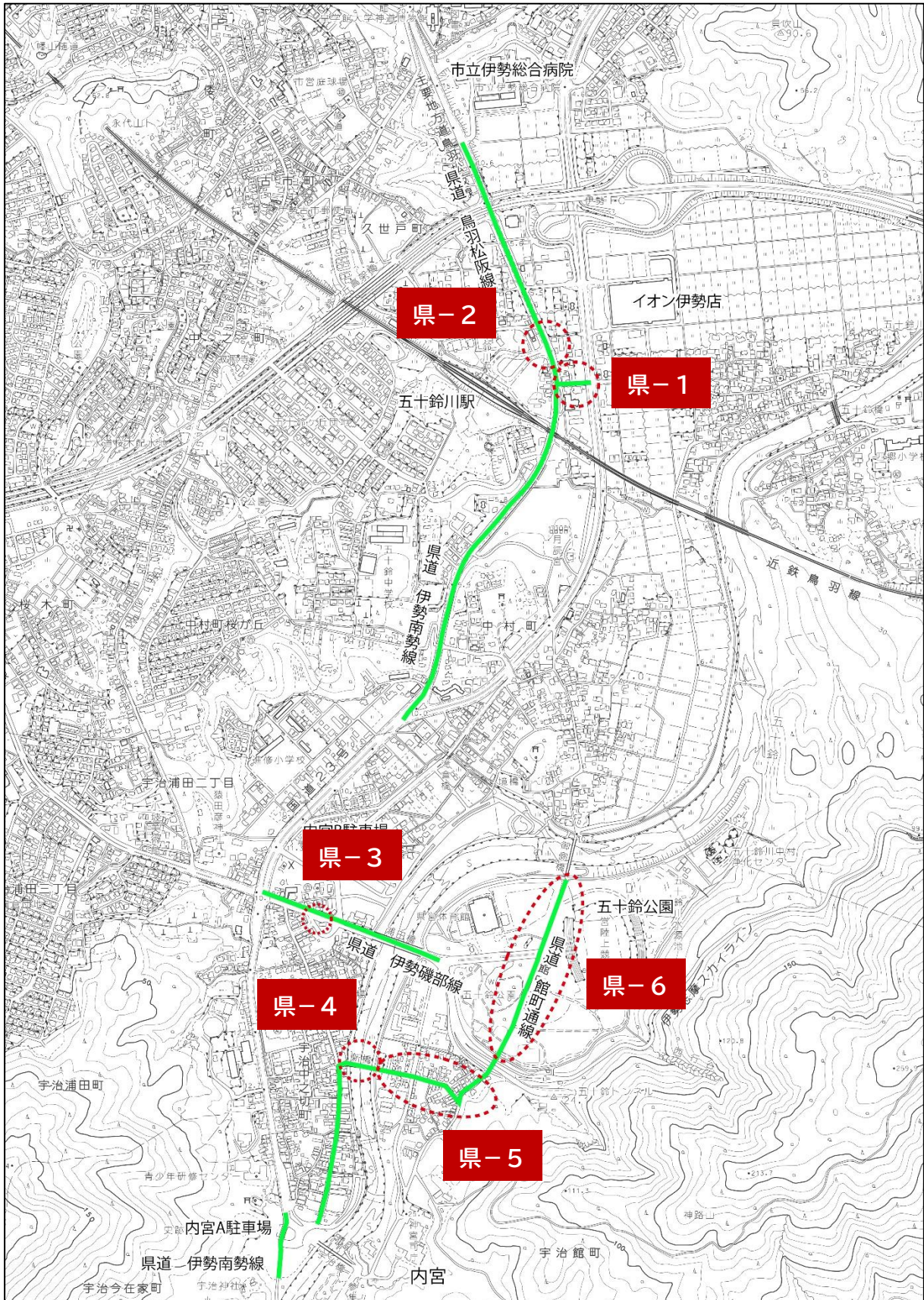
歩道が整備されていない。
住宅地となっており、住宅の玄関が道路
に面している。



歩道（県 - 6：館町通線）

一部を除いて歩道が整備されていない。
（写真左側は、建替中の県営陸上競技
場）道路についても今後整備予定。

■ 県道に関する課題 位置図



⑩道路（市道）

【課題】

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
古市鹿海線	市 - 1	歩道	整備されていない。	迂回路として、市道楠部 21 号線を整備してはどうか。
	市 - 2	歩道	整備されていない。	—
楠部 21 号線	全区間	歩道	整備されていない。	幅員が狭いところでは 2.2m しかなく、国道 23 号との交差点部にガソリンスタンドの入口がある。
楠部 22 号線	全区間	歩道	病院の東側から北側は整備されていない。	病院の西側は、勾配が急な坂道となっている。
楠部 29 号線・ 楠部 31 号線	全区間	歩道	幅員が狭い。 楠部 31 号線は歩行者専用通路だが、楠部 29 号線は歩車分離が行われておらず、カーブしているの見通しが悪い。	—
宇治浦田 1 丁目 1 号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
滝倉川線	市 - 3 ～ 市 - 5	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道の前後に敷設されていない。	—
	市 - 4	音響式信号機	—	設置されていない。

路線名	区間	項目	移動等円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
宇治浦田1丁目 3号線	全区間	歩道	—	樹木による隆起や凹凸が見られる。
宇治浦田1丁目 2号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
宇治浦田1丁目 23・16号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
中村12号線	全区間	歩道	整備されていない。	—

【現地の状況（抜粋）】



歩道の未整備

（古市鹿海線・イオン伊勢店付近）

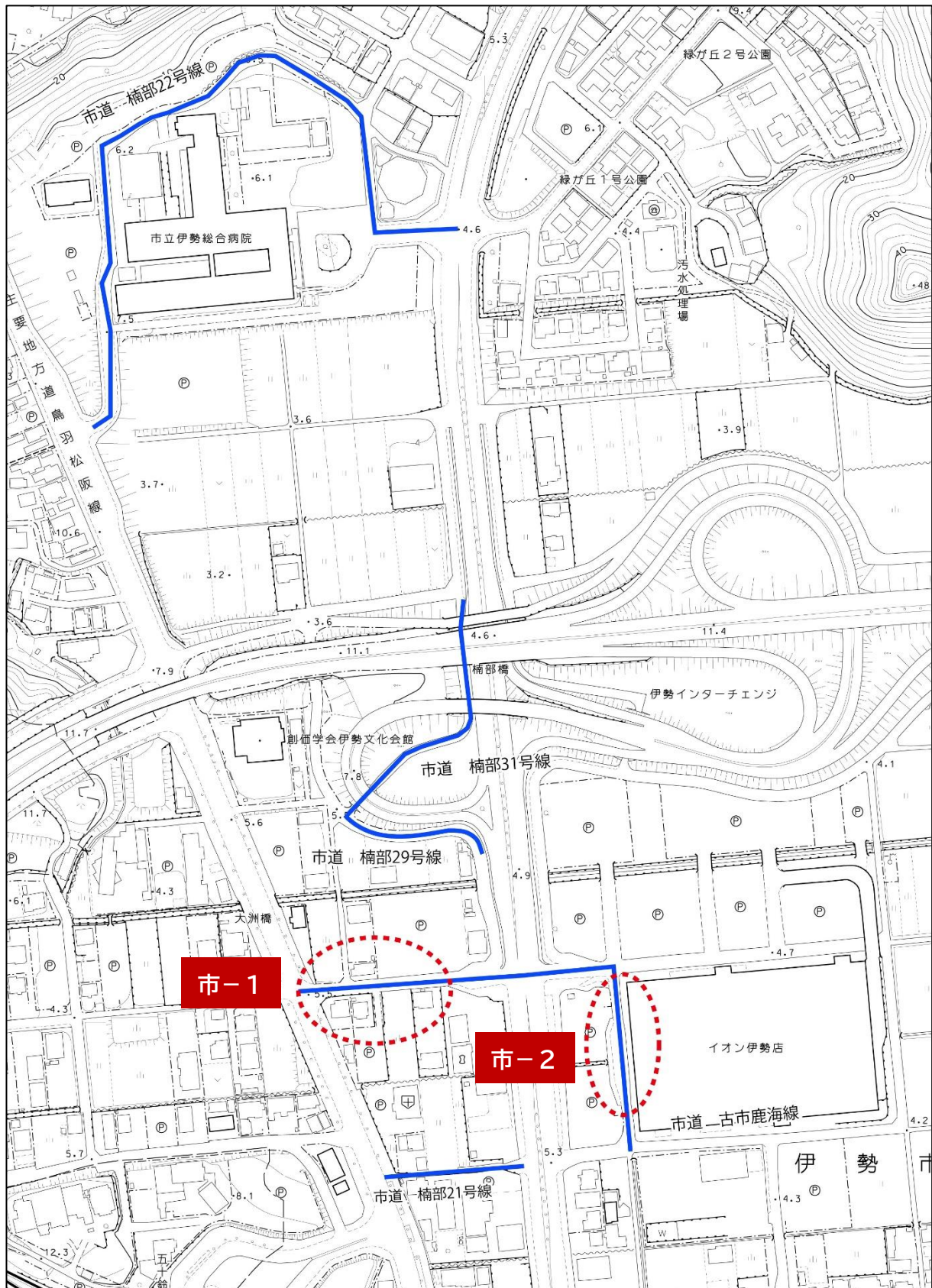
歩道が途中で途切れており、一旦車道に下りなければバス停まで行けない。



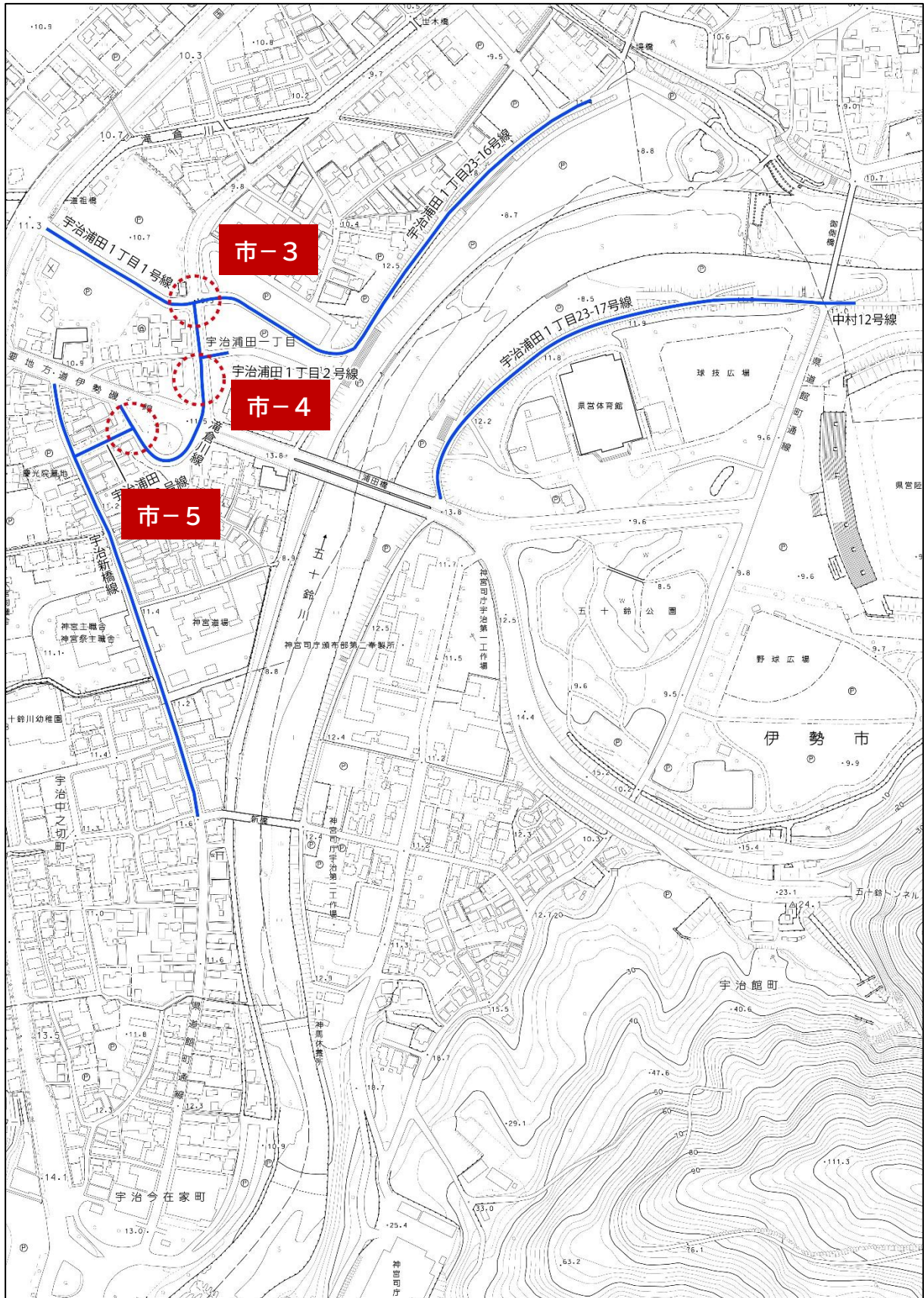
歩道の未整備（宇治浦田1丁目1号線）

市営宇治駐車場から内宮や内宮おほらい町等への移動経路であるが、歩道が整備されていない。

■市道に関する課題 位置図①



■市道に関する課題 位置図②



3. 生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域の設定

まち歩き（現地確認）の結果を踏まえ、生活関連施設、生活関連経路及び重点整備地区の区域を以下のように定めます。

①生活関連施設

項目	施設名
特定旅客施設	近鉄 五十鈴川駅
医療施設	市立伊勢総合病院
商業施設	イオン伊勢店
都市公園	五十鈴公園（三重交通 G スポーツの杜 伊勢（県営総合競技場））
特定路外駐車場	内宮 A 駐車場、内宮 B 駐車場

●特定旅客施設について

特定旅客施設の要件は、6 ページに記載したように法令で定められています。近鉄五十鈴川駅は、一日平均の利用者数が 5,000 人以上であることや、高齢者や障がい者等の利用が多いと認められる施設であることという要件を満たさない施設ですが、優先的にバリアフリー化事業を実施する必要性が高い施設です。このことから、本基本構想において近鉄五十鈴川駅を特定旅客施設として位置づけます。

②生活関連経路

生活関連経路については、道路の構造や安全面などから、高齢者や障がい者等の移動経路として適切であると考えられる一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般の交通の用に供する施設）を指定します。

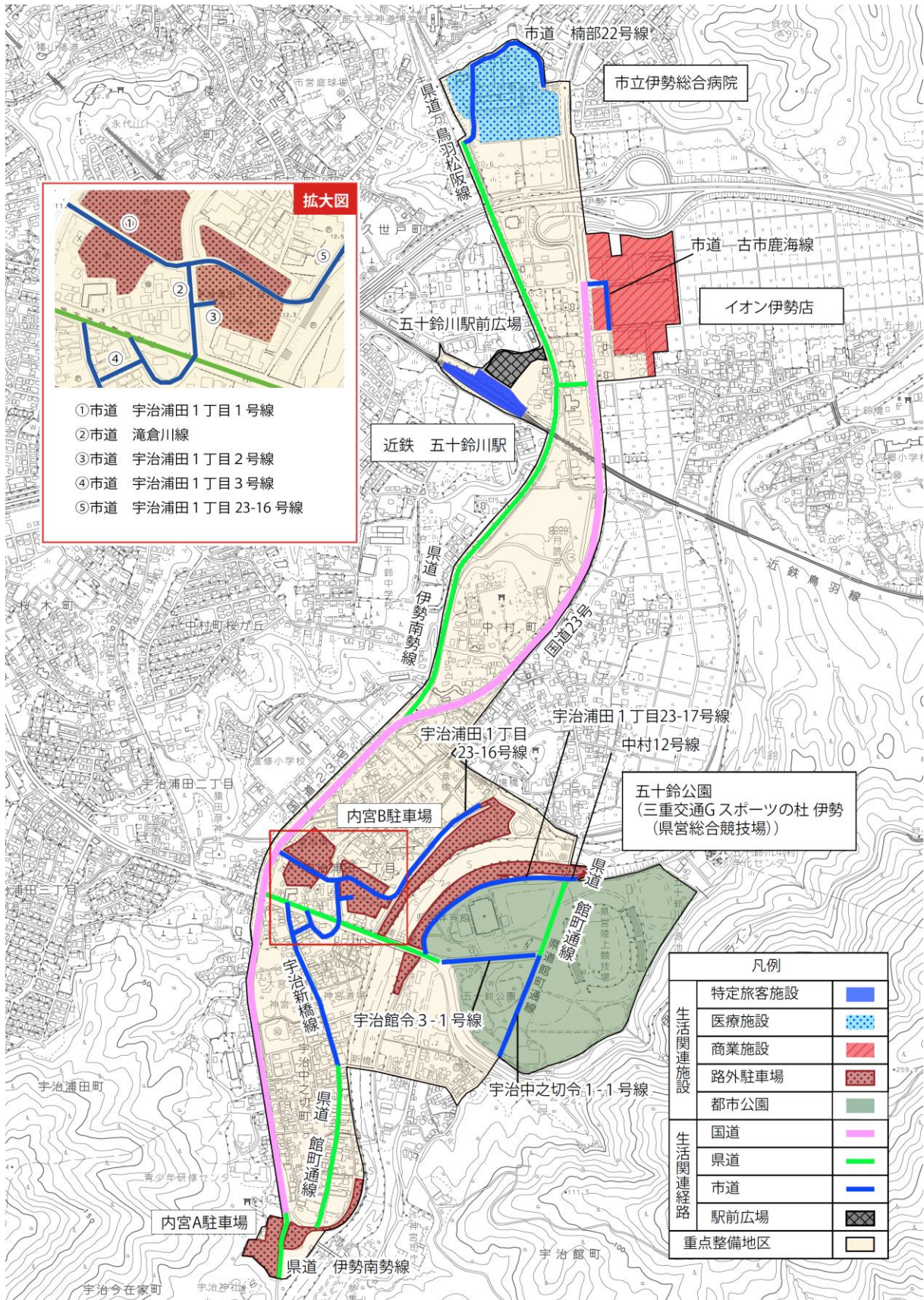
項目	道路名
国道	国道 23 号
県道	伊勢南勢線、鳥羽松阪線、伊勢磯部線、館町通線※ 1
市道	古市鹿海線、楠部 22 号線、滝倉川線、宇治新橋線、 宇治浦田 1 丁目 1 号線、宇治浦田 1 丁目 2 号線、 宇治浦田 1 丁目 3 号線、宇治浦田 1 丁目 23 - 16 号線、 宇治浦田 1 丁目 23 - 17 号線、中村 12 号線
その他	五十鈴川駅前広場、園路（五十鈴公園内）※ 2

※ 1 令和元年 7 月 22 日、路線の一部を市へ移管（宇治中之切令 1-1 号線）

※ 2 令和 3 年 7 月 14 日、市へ移管（市道宇治館令 3-1 号線）

③重点整備地区

■重点整備地区 区域図



第3章 特定事業等

1. 整備目標時期

重点整備地区内において、第2章で示した課題に対応し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくための特定事業及びその他の事業を位置づけます。

本基本構想策定当時、各事業について施設設置管理者と協議を行い、具体的な整備事業内容を設定し、短期・長期の2段階で整備目標時期を定めました。

■整備目標時期の設定

短期	令和2年度まで
長期	令和3年度以降

本基本構想の改定に伴い、令和4年度末時点で整備が完了したものを【整備済み】とし、次ページ以降に記載しています。未整備の事業については、引続き整備を推進していきます。

2. 特定事業

(1) 公共交通特定事業

①近鉄 五十鈴川駅 【整備済み】

項目		事業内容	事業者	時期
経路	エレベーター	ホームへのエレベーターの設置	近畿 日本鉄道	短期
	階段の手すり	2段式手すりへの改善		短期
待合室	入口	扉の改善（段差の解消、自動で閉まるものへの改修）		短期
	内部	車いすが回転できる幅、車いす利用者が待機できるスペースの確保		短期
トイレ	多機能トイレ	多機能トイレの整備		短期
	案内板・音声案内	トイレ入口付近での音声や点字などによる男女別・構造の案内の設置（多機能トイレの整備に伴い設置）		短期
視覚障がい者誘導用ブロック		改札口からトイレへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期
		ホームにおける警告・誘導ブロック（内方線（※））の整備		短期
券売機		蹴込みの整備、高さの改善		短期
案内板		触知案内図の設置		短期
非常用押しボタン		ホームにおける非常用押しボタンの設置	長期	

(※) 内方線について

近鉄の車両はドアの位置が各車両によって異なるため、ホームに転落防止柵を設置することが難しい状況となっています。このため、視覚障がい者がホームの内側と外側を区別するため、内方線（右写真の棒状の視覚障がい者誘導用ブロック）を敷設します。



②バス車両

項目	事業内容	事業者	時期
車両	バリアフリー対応バスの導入	三重交通	短期 長期

(2) 建築物特定事業

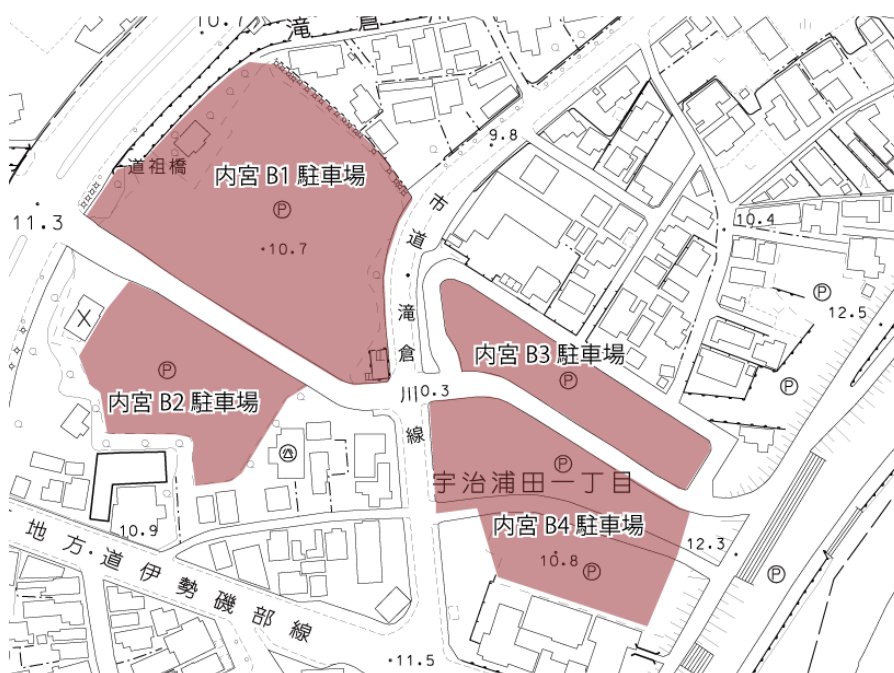
○五十鈴公園（県営体育館）

項目		事業内容	事業者	時期
経路	スポーツジム入口	入口前及び内部（玄関）の段差解消 自動開閉式のドアへの改善	三重県	長期
体育館内階段		スロープの設置、 階段の改善（踏み面の改善、2段式手すりの設置）		長期
多機能トイレ	設備	オストメイト用設備、多目的シートの設置		長期
視覚障がい者誘導用ブロック		障がい者用駐車スペースから多機能トイレ・裏口・スポーツジムへの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		長期

(3) 路外駐車場特定事業

○内宮 B1 駐車場 【整備済み】

項目	事業内容	事業者	時期
経路	障がい者用駐車スペースから市道滝倉川線への経路の整備	伊勢市	短期



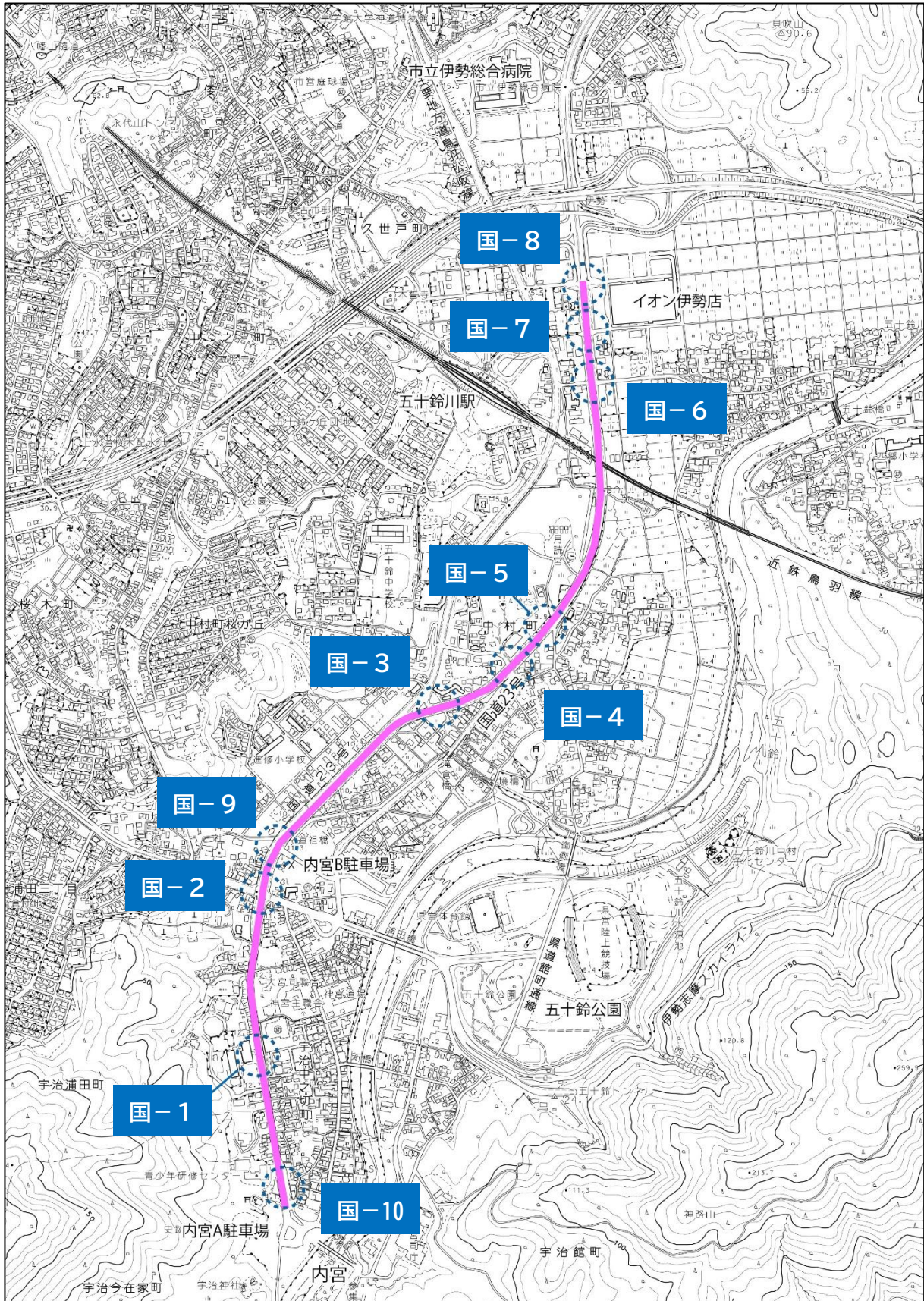
(4) 道路特定事業

①国道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
国道23号	国 - 1	横断歩道	段差の解消	国	長期
	国 - 1	視覚障がい者 誘導用ブロック	横断歩道前後の歩道への敷設		長期
	横断歩道前後 (国 - 2 ～国 - 8)		横断歩道前後の歩道への敷設		短期 【※】
	国 - 9		内宮 B 駐車場出入口及び その周辺への敷設		短期
	国 - 10		内宮前バス乗り場及び その周辺への敷設		長期
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期

【※】 整備済み (国 - 3～国 - 8)

■道路特定事業（国道） 位置図



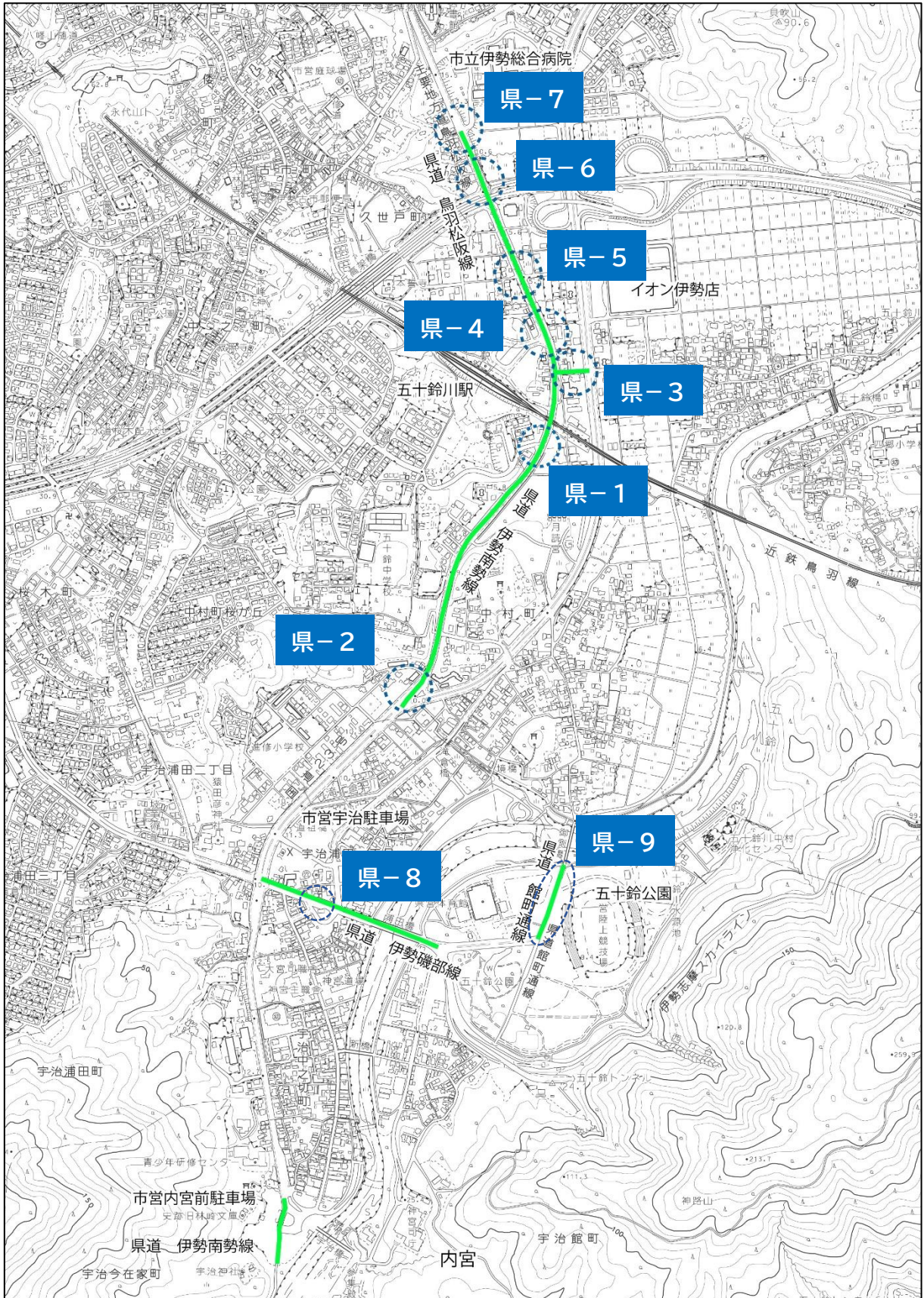
国道 生活関連経路

②県道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
伊勢南勢線	県 - 1 県 - 2	視覚障がい者 誘導用ブロック	交差点部の歩道及び横断 歩道前後への敷設	三重県	短期 【※】
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期
鳥羽松阪線	県 - 3	歩道	未整備区間への新設		長期 【※】
	県 - 4	歩道	横断歩道周辺の急勾配の 解消		短期 【※】
	県 - 3 ～県 - 7	視覚障がい者 誘導用ブロック	横断歩道前後の歩道への 敷設		短期 【※】
	五十鈴川駅 ～市立伊勢 総合病院		歩道への敷設		長期
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期
伊勢磯部線	全区間	歩道	幅員の拡幅		長期
	県 - 8	視覚障がい者 誘導用ブロック	バス乗り場及びその周辺 への敷設		短期 【※】
	全区間		上記以外の歩道への敷設 (ただし歩道を拡幅した 上で)		長期
館町通線	県 - 9	歩道	未整備区間への新設	短期 【※】	

【※】 整備済み

■道路特定事業（県道） 位置図



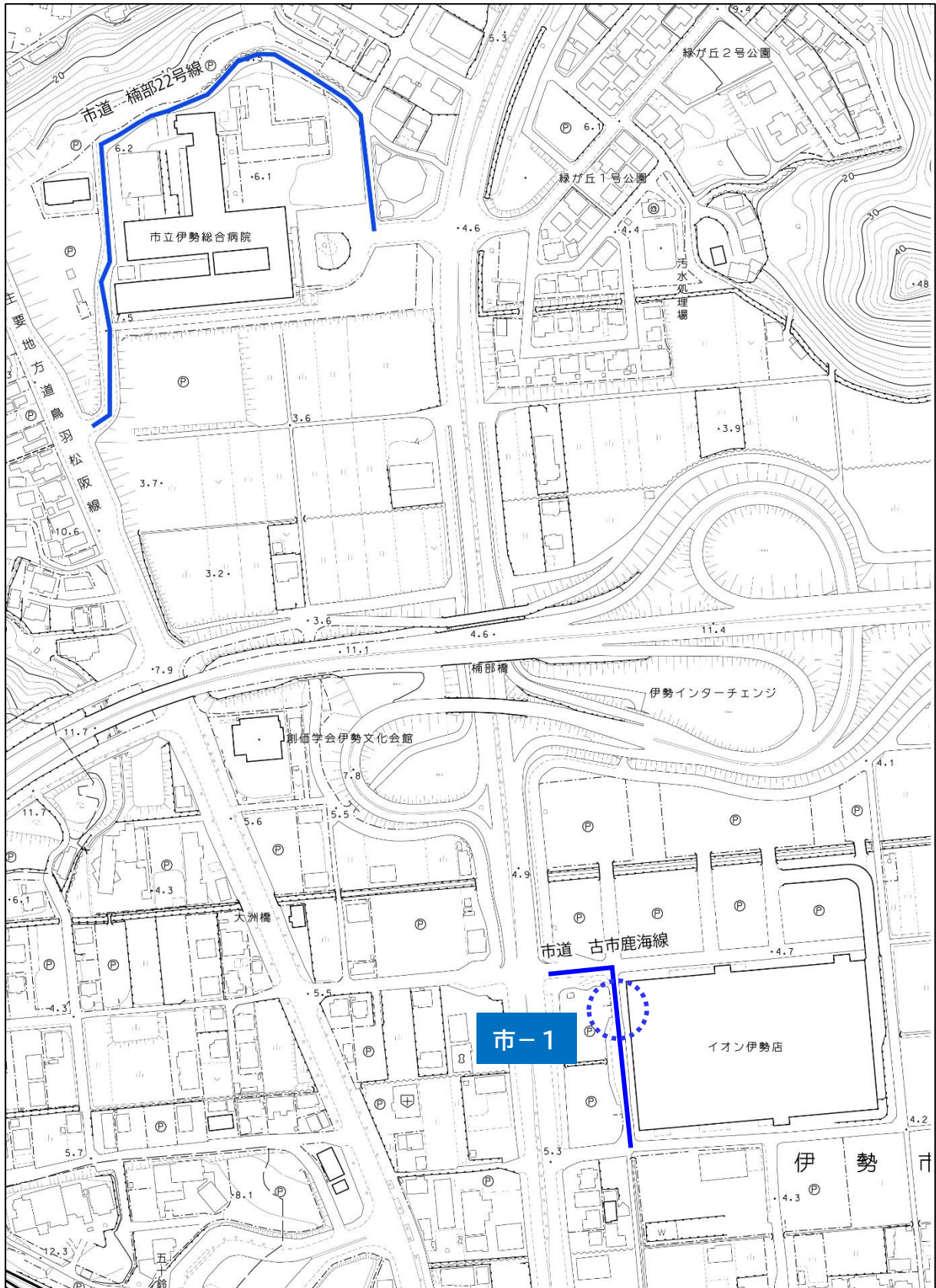
■ 県道 生活関連経路

③市道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
楠部22号線	全区間	歩道	未整備区間への新設 既設区間の拡幅	伊勢市	短期 【※】
		視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		短期 【※】
古市鹿海線	市 - 1	歩道	未整備区間への新設		長期
滝倉川線	市 - 2	歩道	歩道内の段差の解消		短期 【※】
		視覚障がい者 誘導用ブロック	横断歩道前後の歩道への敷設		短期 【※】
宇治館令3・1号線	全区間	歩道	未整備区間への新設		長期
宇治中之切令1・1号線	全区間	歩道	未整備区間への新設	長期	

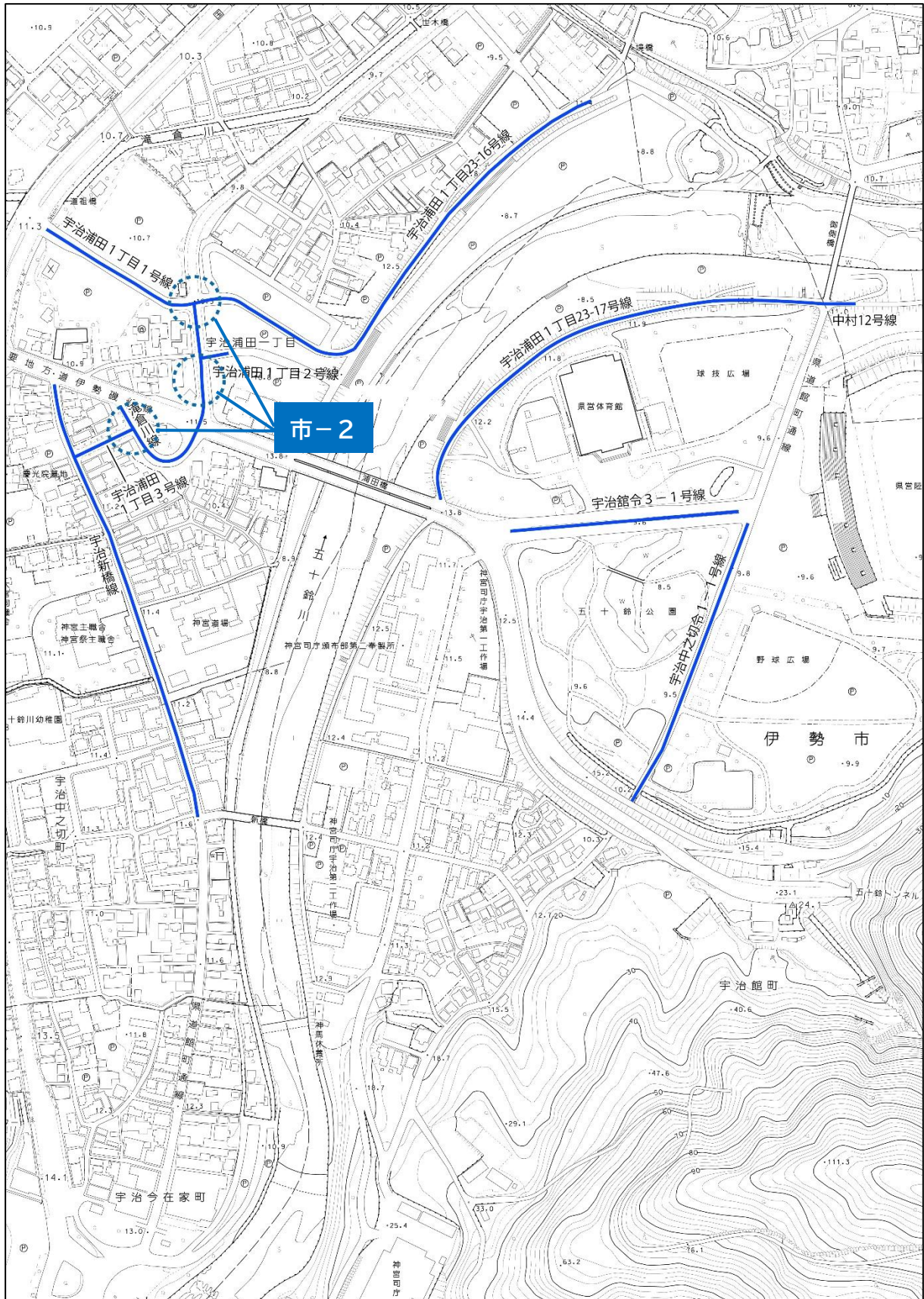
【※】 整備済み

■道路特定事業（市道） 位置図①



市道 生活関連経路

■道路特定事業（市道） 位置図②



市道 生活関連経路

(5) 交通安全特定事業

音響式信号機の設置については、地域との協議を行いつつ、順次設置を進めます。

エスコートゾーンの設置については、横断歩道前後の道路歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置が必要であることから、道路特定事業の進捗状況と併せて順次設置を進めます。

位置	事業内容	事業者	時期
国 - 2を除く 必要な横断歩道	音響式信号機の設置	三重県 公安 委員会	長期
すべての横断歩道	エスコートゾーン（下記参照）の設置		長期

【整備済み】

■エスコートゾーン（例）

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。



3. その他の事業

まち歩き（現地確認）により課題として提示した点について、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

①五十鈴川駅前広場・バス停【整備済み】

項目	事業内容	事業者	時期
柵	柵の幅の拡幅	三重交通	長期
ベンチ	ベンチの設置		短期

②イオン伊勢店

項目	事業内容	事業者	時期
歩道	路面の改善（舗装、下水道のフタなど浮き上がりの改善）	イオン伊勢店	短期
駐車場	路面		短期 長期
	看板		短期

③五十鈴公園（県営体育館）

項目	事業内容	事業者	時期
経路	駐車場～ 入口・裏口 多機能トイレ	三重県	長期
	体育館西側		長期
	屋外公衆トイレ ～駐車場		短期
多機能 トイレ	表示		短期
駐車場	舗装の修繕		長期
案内板	施設案内板の改善（表示部の修繕）		短期

④道路（国道・県道・市道）

歩道の路面の修繕など、適切な維持管理に努めます。

第4章 バリアフリー化の推進に向けて

1. 市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者及び公安委員会が基本構想に即して、事業を実施するための特定事業計画又はその他事業計画を策定します。それらの事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。事業の実施にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、高齢者や障がい者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取り組みなどを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

【参考】バリアフリー法に基づく国の基本方針に規定された関係者の責務

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">●心のバリアフリーの推進●バリアフリー化の必要性について理解を深めること●高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること
施設設置 管理者等	<ul style="list-style-type: none">●施設及び車両等のバリアフリー化のために必要な整備●職員等関係者による適切な役務の提供●施設及び車両等の利用者支援●利用者に対する適切な情報の提供●職員等関係者に対する適切な教育訓練●高齢者、障がい者等用施設等の適正な利用の推進
国	<ul style="list-style-type: none">●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）●心のバリアフリーの推進●バリアフリー化に関する情報提供●バリアフリー化のための事業に対する支援措置
県・市	<ul style="list-style-type: none">●関係者との協力による、施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）●心のバリアフリーの推進●バリアフリー化に関する情報提供●バリアフリー化のための事業に対する支援措置

2. バリアフリーに関する情報提供の推進

(1) バリアフリーマップの作成

高齢者・障がい者等が利用可能な施設を選択できるようにするためには、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的です。

本市では、高齢者・障がい者等、様々な方々に観光を満喫してもらうため、観光バリアフリー情報を発信しています。これらの情報更新や新たなバリアフリーマップの作成に向けて検討を進め、作成の際には、必要に応じて、各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めています。

● 伊勢バリアフリー・マイマップ（伊勢バリアフリー観光情報ホームページ）

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」周辺の観光バリアフリーマップを作成し、店舗や施設の車いす対応トイレや入口の段差の有無などを紹介しています。ホームページでは、バリアフリー項目の検索機能で、必要な情報を落とし込んだカスタマイズマップ「バリアフリー・マイマップ」をつくることができ、今後も随時情報を更新し、適切な情報を提供していきます。

施設の検索によりバリアフリーの情報を提供

伊勢バリアフリー・マイマップ

エリア ▶ 外宮 ◯

選択項目 ▶ 車いす対応トイレ ◯ ▶ オストメイト車いす対応トイレ ◯

キーワード なし

食べる
 楽しむ・みる・施設
 おみやげ
 宿泊
 駐車場
 車いす対応トイレ
 バリアフリーサポート
 駅・バス・タクシー
 その他

削除	店舗名	住所	電話番号	カテゴリ
<input type="checkbox"/>	伊勢市駅手荷物預かり所	伊勢市駅上1-1-1	0596-65-6861	
<input type="checkbox"/>	伊勢神泉	伊勢市本町1-1	0596-26-0100	
<input type="checkbox"/>	近鉄伊勢市駅	伊勢市駅上1丁目1-57		
<input type="checkbox"/>	伊勢市駅南側 公共トイレ	伊勢市駅上1丁目		
<input type="checkbox"/>	三交イン 伊勢市駅前	伊勢市宮後1丁目1-1	0596-20-3539	
<input type="checkbox"/>	コンフォートホテル伊勢	伊勢市駅上1丁目3-26	0596-27-1811	

駅・バス・タクシー

自由項目	近鉄 伊勢市駅利用で注意すること
バリアフリー備考	外宮最寄駅となるが、近鉄側からだともホームからエレベーターで上がり、架橋を100mほど歩きJR改札から出ることになる。 近鉄の北口から出て外宮は随分遠回りになるので気を付けて。 近鉄北口を出たらすぐタクシーが並んでいる。スロープで降りられる。宇治山田駅の方が駅員は多い。




伊勢バリアフリー観光情報ホームページはこちらからご覧いただけます。



伊勢市観光振興課

(2) 多様な情報提供手段の普及

視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等にとって、日常生活の場面における情報アクセスやコミュニケーションに対する保障や支援は十分とはいえず、より一層の支援の充実が求められています。すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)が、令和4年5月に公布・施行されました。

本市では、以下に示すような取り組みを通じ、公共施設や旅客施設など高齢者・障がい者等が多数利用する施設における多様なコミュニケーションの手段の普及・促進を図ることで、高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加を支援するとともに、それに対する市民の理解を深めることを目指します。

● UD トーク



UD トークは、聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション支援アプリです。

本市では、窓口案内においてタブレット型端末を導入し、UD トークを活用することで、会話をリアルタイムに表示し、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

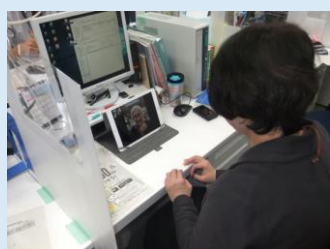
● 遠隔手話通訳



各総合支所窓口において、端末を利用して遠隔手話通訳を受けられるようにし、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● いせし手話サービス



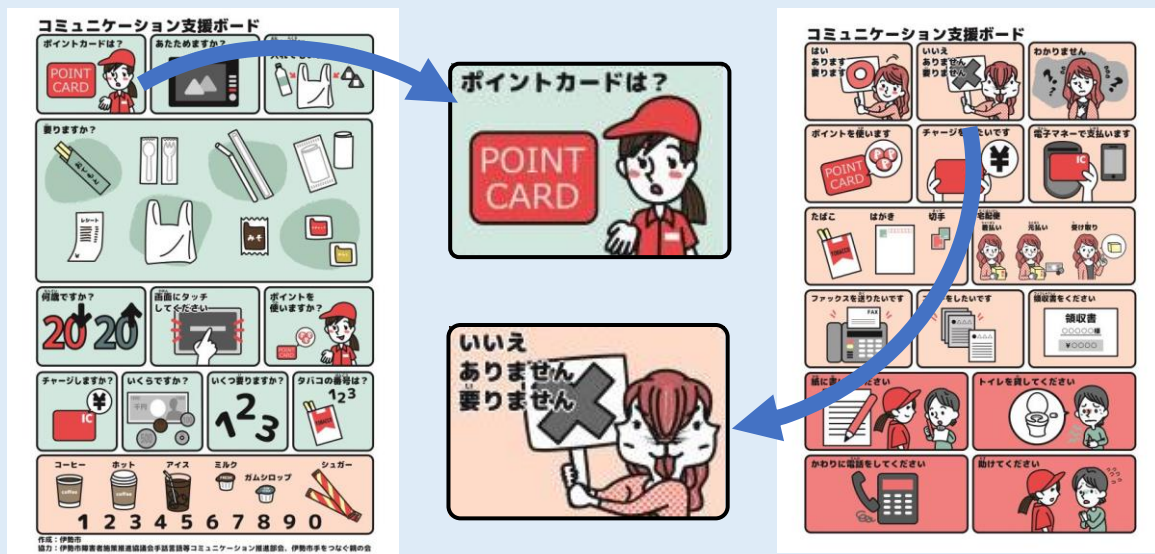
聴覚障がいがある人のコミュニケーション支援を図るため、スマートフォンやタブレットから LINE アプリのビデオ通話を利用し、高齢・障がい福祉課に手話で問い合わせ等ができるサービスを実施しています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● コンビニ用コミュニケーション支援ボード

コンビニ用コミュニケーション支援ボードは、店員や障がい等により言葉によるコミュニケーションが困難な来店者が、ボードにある絵や文字を指さすことにより意思疎通を円滑に行うためのツールです。

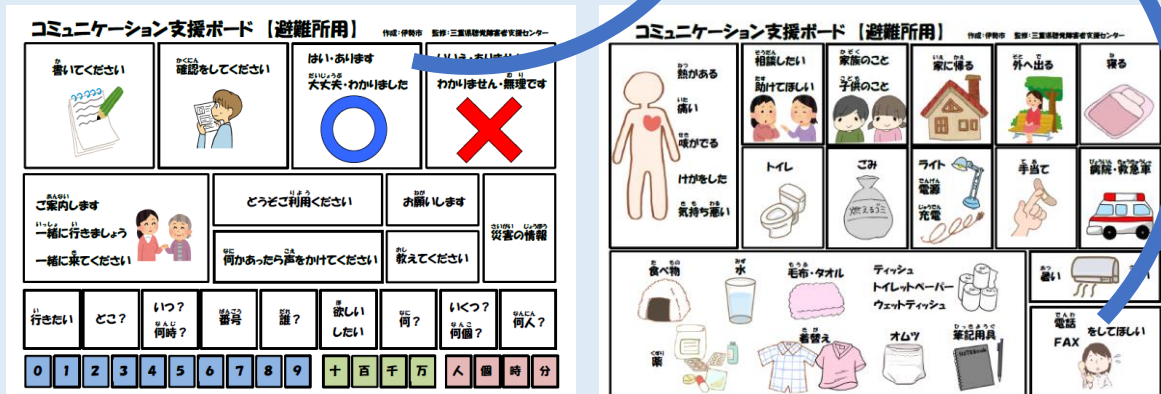
本市では、このボードの利用を通して、障がいのある人の社会参加の促進を図ることを目的とし、コンビニエンスストア用のコミュニケーション支援ボードを作成、市内全コンビニエンスストアに配布を行っています。



伊勢市高齢・障がい福祉課

● 避難所用コミュニケーション支援ボード

本市では、避難所用コミュニケーション支援ボードを作成しており、災害時の避難所などで、言葉によるコミュニケーションに困難がある方との意思疎通を円滑に行うため、市の指定避難所53箇所に配布しています。



伊勢市高齢・障がい福祉課

● 手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣



手話通訳あり
要約筆記あり

聴覚障がいのある人が日常生活に必要な場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣しています。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 伊勢市防災総合システム

伊勢市防災総合システム 災害・避難情報を積極的に集めよう!

- 防災行政無線放送
市内に設置した屋外スピーカーから放送します。
- 防災メール
防災行政無線の放送内容と火災情報を、登録したメールアドレスへ配信するサービスです。

登録URL 携帯電話用 <https://service.sugumail.com/ise/>
パソコン用 <https://service.sugumail.com/ise/html/>

配信する情報	防災行政無線情報	避難勧告等の防災情報、津波注意報・警報、行方不明者情報など、防災行政無線でお知らせする情報を配信します。
	火災情報	伊勢市消防本部管内での火災情報を配信します。※伊勢市消防本部への火災情報の問い合わせは、一般電話(0596-28-7474)によるテレホンサービスをご利用ください。

- 防災行政無線電話サービス
防災行政無線の放送内容を、電話で確認することができます。
フリーダイヤル(通話料無料) 0120-64-3151 市外からの電話・携帯・PHS(有料) 0596-20-3174
- 防災FAXサービス
防災行政無線の放送内容を、登録されたファックスへ通知します。
※事前の申請・登録が必要です。
- アイティービー行政チャンネル
防災行政無線の放送内容を、アイティービーの行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報を流します。

市からの防災情報について、携帯電話やパソコンのメールへの配信や、FAXへ通知を行う防災情報配信サービス(登録制)を行っています。

伊勢市危機管理課

● 発行物等の多言語対応

This is very important notice.
Kindly be advised to ask Japanese speaker to read this notice.
这是重要的通知. 请向懂日语的人问一问.
É uma noticia importante.
Por favor, pergunte à pessoa que pode entender Japoneses para ver isso.

母子健康手帳、予防接種予診票、予防接種ガイドブックは、外国語表記のものを用意しています。

また、外国の方が来所された際は、市民交流課作成の生活ガイドや日本語教室の案内、相談窓口のチラシなどを渡し、情報提供に努めています。

伊勢市健康課

3. 心のバリアフリーの推進

(1) 心のバリアフリーとは

高齢者・障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者・障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」（ソフト面）の推進が重要です。

「心のバリアフリー」の取り組みの推進においては、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、国、地方公共団体、施設設置管理者、住民のそれぞれについて、担っていくべき基本的な役割が示されています。国、地方公共団体、施設設置管理者においては、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることとされています。また、住民においては、高齢者・障がい者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者・障がい者等の支援において積極的に努力することなどとされています。

心のバリアフリーの推進においては、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取り組みを進めていく必要があります。

(2) 心のバリアフリーの推進のための取り組み

①市の取り組み

● ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示すことで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。市では、ヘルプマークの配布に加え、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載するヘルプカードの作成・配布を行っています。また、ヘルプマークを持った人に対する配慮や支援について、市民に対し広報等での啓発を実施しており、この取り組みを通じて、援助や配慮が必要な人々が、必要な時に周囲の援助を適切に得られる環境づくりを促進します。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 手話の普及



「伊勢市手話言語条例」の制定〔平成27年（2015年）10月7日〕をはじめとする以下の取り組みを通じて、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築を進めることにより、「手話は言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指します。

- 手話体験教室（市民向け・小学校向け、保育士対象）
- 手話教室・手話研修（市職員対象）
- 手話奉仕員養成講座
- 市広報での啓発
- 市ホームページへの手話動画掲載

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 障がい者サポーター制度



キッズサポーター



障がいや障がいのある人を理解し、「ちょっとした配慮」を実践する人を「障がい者サポーター」として登録し、日常生活の中で自分のできる範囲で活動してもらう取り組みです。定期的にサポーター研修会を開催し、希望に応じて企業等への出前研修会も開催しています。また、制度の普及啓発に協力してくれる企業・団体等を募集し、障がい者サポート企業・団体として認定しています。この制度を通じて市民の障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人への支援につなげることを目指します。

また、市内小学校 3~4 年生を対象とした希望校での研修を通じて障がい者サポーターの「キッズ版」を養成し、障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解するなど、子どもの頃から正しい情報を知る・知識を身につけることで、未来の担い手になってもらうことを目指します。

伊勢市高齢・障がい福祉課

● 認知症サポーター制度



認知症についての正しい知識をもち、認知症の人やその家族を見守る応援者を養成するための「認知症サポーター養成講座」や、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、誰もが集える場としての「認知症カフェ」の開催など、認知症に対する理解を深める取り組みを通じて、認知症の人とその家族への支援につなげることを目指します。

伊勢市福祉生活相談センター

● インクルーシブスポーツの推進



年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブスポーツ(※)を推進するため、インクルーシブスポーツフェスタやボッチャ交流大会等を開催し、参加者の交流を図るとともに、インクルーシブスポーツへの理解を深めていただき、その環境づくりに取り組んでいます。

※インクルーシブスポーツ

共生的な社会の実現に向けて障がいの有無や程度に関わらず、多様な人々が共に実施できるスポーツ

伊勢市スポーツ課

● バリアフリー観光の推進



観光ガイド活動を行う団体の連絡協議会「伊勢たびナビの会」の研修や、観光業に携わる方を対象にした「おもてなし基礎講座」等の開催を通じて、障がいのある人や外国からの来訪者など、多様な方々へのおもてなしについて学び、理解を深めることで、誰もが安心して観光を楽しめる受入環境づくりを促進します。

伊勢市観光振興課

● 人権学習の取り組み



「伊勢市人権施策基本方針」に基づき、一般市民向けの講習会や、市内小中学校のPTAや市職員等を対象とした研修会、パンフレットの作成・配布等の教育・啓発活動を通じ、人権が尊重される、差別のない社会の一日も早い実現を目指します。

伊勢市人権政策課

● 避難所運営研修会



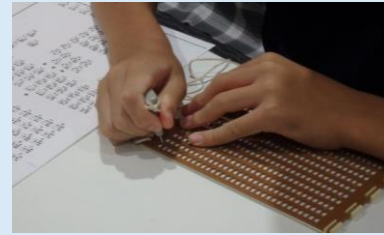
各避難所に設置している避難所情報伝達キット（通称：つ・た・わ・るキット）の使い方のレクチャーなど、より適切な避難所を運営するための研修会を市避難所担当職員とまちづくり協議会を対象に行っています。大規模災害が発生したとき、外国人が情報弱者になることを防ぐとともに、円滑な支援が受けられるように備えます。

伊勢市市民交流課

②各関係団体の取り組み

● 福祉体験学習の開催

すべての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方を学ぶ福祉の話（ユニバーサルデザイン）を軸に、市内の小中高校、専門学校、企業等において、各種体験学習が毎年開催されています。



【点字体験】



【車いす体験及び介助体験】



【高齢者疑似体験
及び介助体験】



【視覚障がい者の理解
(アイマスク体験及び介助体験)】

伊勢市社会福祉協議会

● 伊勢おもてなしヘルパー



高齢や障がいのため、神宮（内宮）域内で、移動が困難な方に対し、「参道での車いす介助」や「石階段を上がるお手伝い」などを行って参拝を実現させる有償ボランティアの活動が、伊勢市・伊勢市観光協会など全6団体で構成されている「伊勢おもてなしヘルパー推進会議」により実施されています。

伊勢おもてなしヘルパー推進会議

● パーソナルバリアフリー基準を用いた観光バリアフリーの取り組み



旅行者一人一人の身体状況や希望する旅のヒアリングを行い、バリアフリーの情報提供や旅行アドバイスを行う相談システムである「パーソナルバリアフリー基準」を開発した「NPO 法人伊勢志摩バリアフリースターセンター」。旅行の相談窓口だけでなく、伊勢志摩地域のバリアフリー化を推進するため、観光施設や事業者に向けての啓発、バリアフリー改修やソフト面での対応方法のアドバイスなどの様々な取り組みが、行政と連携しつつ、幅広い分野において実施されています。

伊勢志摩バリアフリースターセンター

③民間事業者の取り組み

● 金融機関による取り組み

高齢者・障がい者等、多様な来訪客が、安心して利用できる快適な店舗づくりをめざし、窓口対応をはじめ、以下のような取り組みが行われています。



【簡易筆談器】



【振動呼出器】

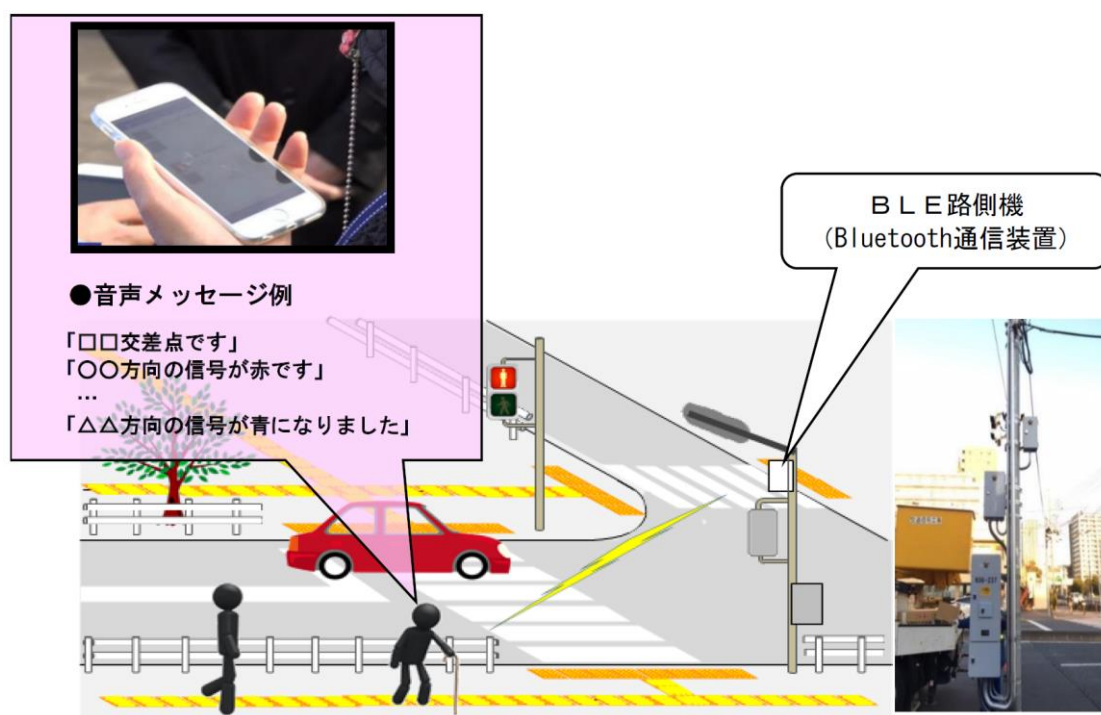


【コミュニケーションボード】

4. ITを活用したバリアフリーの推進

近年、視覚障がいのある方が一人で移動をするための、歩行者支援システムアプリが登場しています。進路上の障害物や歩行者信号の色を画像認識する機能や、歩行者信号の情報をスマートフォンに受信させて、音声で案内する機能があります。歩行者支援システムアプリを利用した方が、安心・安全な移動ができるかどうか実験を行うなど、ITを活用したバリアフリー化の検討を進めていきます。

歩行者支援システムアプリ（例）
「信GO！」



「信GO！」利用イメージ図

【用語の解説】

●バリアフリー

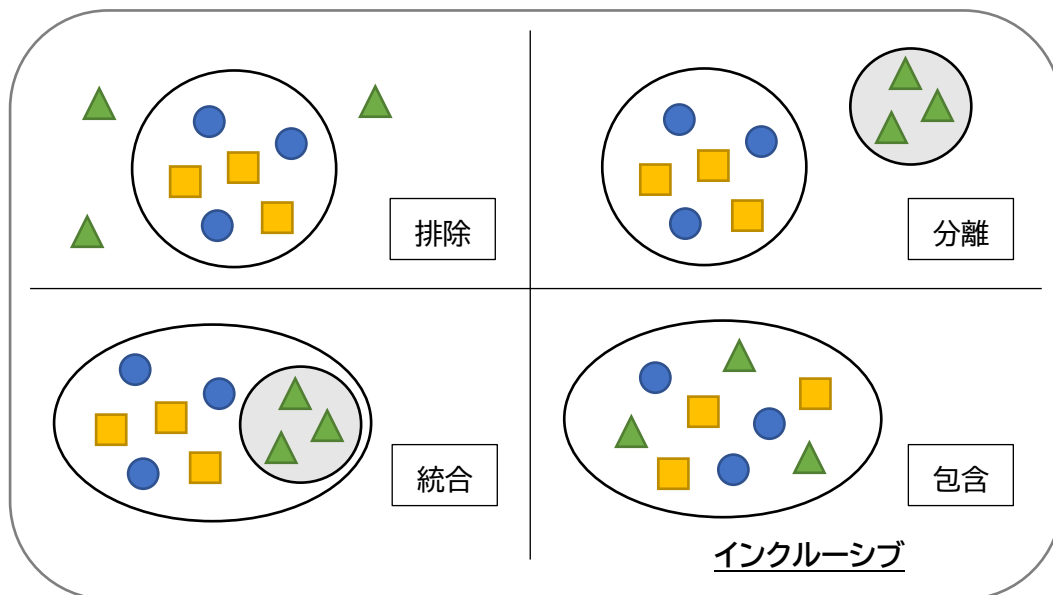
障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

●インクルーシブ

英語で「エクスクルージョン (exclusion)」＝「排除」の反対語が「インクルージョン (inclusion)」＝「排除しない (包含)」。インクルーシブとは、排除や分離をすることなく、『みんないっしょに』という考え方。(下図参照)



【参考資料】

■伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会要綱

（設置）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議を行うため、法第26条第1項に基づき伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊勢市
- (2) 法第2条第3号に規定する施設設置管理者
- (3) 三重県公安委員会
- (4) 高齢者又は障害者の関係団体
- (5) 商工又は観光の関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（事務局）

第3条 協議会に、その事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局は、伊勢市都市整備部都市計画課をもって充てる。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

■伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会 名簿

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学現代日本社会学部教授	会長
施設設置 管理者	福田 照生	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所調査第二課建設専門官	
	河口 瑞子	三重県地域連携部スポーツ推進局 国体準備課参事兼課長	
	角田 保	三重県伊勢建設事務所保全室保全課長	
	山本 恒平	近畿日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部工務課長	
	中林 広己	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
	長谷川 武	イオンリテール株式会社 イオン伊勢店マーケティング課長	
	森井 啓	市立伊勢総合病院経営推進部長	
三重県公安 委員会	西村 浩和	三重県公安委員会 (代理：三重県伊勢警察署交通官)	
高齢者・ 障がい者 団体代表	曾根 章江	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会総務課長	
	廣 政男	伊勢市障害者団体連合会 会長	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
商工・観光 関係団体 代表	中村 元	NPO法人 伊勢志摩バリアフリースターセンター理事長	
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会専務	
	前田 世利子	伊勢おはらい町会議 会長	
	森 修	伊勢商工会議所 交通円滑化推進委員会委員長	副会長
地元住民 代表	下野 功純	四郷地区振興会 会長	
	西山 裕司	修道まちづくり会 会長	
	林 寿一	進修まちづくりの会 会長	
国土交通省	朝野 新一	国土交通省中部運輸局 交通政策部消費者行政・情報課長	
三重県	別所 則幸	三重県健康福祉部地域福祉課 ユニバーサルデザイン班主幹	
伊勢市	中村 功	伊勢市都市整備部長	
	江原 博喜	伊勢市健康福祉部長	
	須崎 充博	伊勢市産業観光部理事	

(平成 29 年度策定時点)

■伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会 開催記録

回	開催日	内容
第1回	平成28年7月13日	・委員紹介及び会長・副会長の選出 ・伊勢市交通バリアフリー基本構想について ・今後の予定
まち歩き (現地確認)	平成28年8月2日	・参加者 18名 (協議会委員10名、委員随員1名、伊勢市職員7名)
第2回	平成28年9月5日	・伊勢市交通バリアフリー基本構想中間案について
第3回	平成28年10月26日	・伊勢市交通バリアフリー基本構想案について
第4回	平成29年1月26日	・パブリックコメントの結果報告 ・伊勢市交通バリアフリー基本構想案について ・概要版について

■伊勢市交通バリアフリー基本構想庁内検討会 名簿

部名	課名	役職	氏名
都市整備部	都市計画課	課長	森田 一成
都市整備部	交通政策課	課長	山口 一馬
都市整備部	基盤整備課	課長	荒木 一彦
都市整備部	維持課	副参事	安藤 浩司
健康福祉部	高齢・障がい福祉課	参事兼課長	中村 富美
産業観光部	観光振興課	課長	岩村 敏彦
経営推進部	新病院建設推進課	副参事	坂谷 和則

(平成29年度策定時点)

【事務局】 都市計画課、交通政策課、高齢・障がい福祉課、観光振興課

伊勢市バリアフリー基本構想【五十鈴川駅周辺地区】

平成 29 年 2 月 21 日 策定

令和 5 年 2 月 28 日 変更

伊勢市都市整備部都市計画課【事務局（窓口）】

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

TEL:0596-21-5591 FAX:050-1704-1924